

給付奨学生 全員提出必須！！

本人保管用

※必ずお読みいただき、
授業料(等)の納入完了まで
保管してください。

2025年度後期 授業料(等)の延納手続きについて 【高等教育の修学支援新制度対象者用】

高等教育の修学支援新制度対象者(給付奨学生)は、毎年、マイナンバーの情報で家計基準による支援区分が見直され、10月から新しい支援区分が反映されます。支援区分の決定が授業料納入期限後となるため、給付奨学生は全員、授業料(等)延納手続きが必要となります。

つきましては、下記の通り手続きくださいますようお願いいたします。

1. 延納手続および除籍猶予手続について

【提出書類(申請に必要な書類)】

①『授業料(等)延納願』(様式第10号)準用

②『授業料(等)納入および除籍猶予願』(様式第11号)準用

※家計基準により支援対象外となっている方も提出が必要です。

※ ①と②、2種類の書類に必要な事項を記入、「2枚」の左上をホッチキス止めして提出してください。

【提出期間】 **2025年7月15日(火)(厳守)**

※やむを得ず郵送する場合は、
レターバックライト(記録郵便)にて送付ください。

【提出先】

本館1階奨学金3番窓口前の

専用BOXへ投函

してください。

【送付先】



〒574-8530
大東市中垣内3-1-1
大阪産業大学 学生生活課 奨学金係 行

奨学金関連書類在中

【上記2種類の延納および除籍猶予手続による納入期限と除籍猶予期限】

①『授業料(等)延納願』により、2025年12月15日(月)まで(2ヵ月間)納入期限を延期できます。

※ なお、①の延納手続期限までに納入確認ができない場合は、②の除籍猶予願者として取り扱います。

②『授業料(等)納入および除籍猶予願』により、2026年1月15日(木)まで納入期限が猶予されます。

※ ただし、②の場合、除籍猶予手数料として2,000円が加算されますのでご注意ください。

【延納手続および除籍猶予手続にかかわる注意事項】

※ 授業料(等)納入期限(2025年10月15日)を過ぎると「休学願」の提出はできません。

※ 消せるペン(フリクションボールペンなど)で書いた延納手続書類は無効となります。

※ ②の除籍猶予期限(2026年1月15日)までに納入しなければ、除籍(2025年9月21日付)となります。

※ 除籍になると、当該年度後期の成績および履修が無効となり、単位を取得できません。

※ 除籍確定後(3年を超えない者)は、規程に基づく「再入学」制度でしか、大学に戻ることができません。

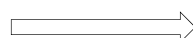
(最短で2026年の4月)

2. 延納手続および除籍猶予手続に伴う授業料(等)の振込依頼書について

10月下旬～11月上旬に修学支援制度対象者の授業料(等)振込依頼書を郵送します。

期日の異なる振込依頼書を2枚組でお送りいたしますので、以下に従ってどちらか一方のみご使用ください。

2025年12月15日までに入金可能な場合



振込依頼書A

2025年12月16日以降に入金の場合



振込依頼書B(2,000円加算)

※『振込依頼書』を紛失した場合は、再発行いたしますので、本館9階経理課までご連絡ください。

※本申請による納入期日の延長の対象は、「後期授業料(等)」になります。

1 枚目 記入見本

2 枚をホッチキスでとめて提出

様式第 10 号 (準用)

授業料 (等) 延納願

【高等教育の修学支援新制度対象者用】

学生生活課届出の日付を記入

西暦 2025 年 7 月 4 日 願出

大阪産業大学学長 殿

経営 学 部 専攻 学科
学 籍 番 号 99E999
氏 名 大阪 花子
保護者氏名 大阪 太郎

上の電話番号欄は、
保護者の携帯電話番号
を記入

下の携帯番号欄は、
学生本人の携帯電話番号 -->
を記入

このたび、下記の理由により授業料 (等) の期限内納入が困難になりましたので、学費納入規程第 6 条による延納についてご許可くださいますよう保護者 (保証人) 連署をもってお願いします。

記

1. 延納の期限

期限：西暦 2025 年 12 月 15 日まで

2. 延納の理由 (詳細に)

高等教育の修学支援新制度に伴い、2025 年度 後期授業料 (等) 納付

期限の延長が必要のため

教 務 部 長	教 務 部 部 長	教 務 課 長	経 理 課 長	受 付 印

2 枚目 記入見本

2 枚をホッチキスでとめて提出

様式第 11 号 (準用)

授業料 (等) 納入および除籍猶予願

【高等教育の修学支援新制度対象者用】

学生生活課届出の日付を記入

西暦 2025 年 7 月 4 日 願出

大阪産業大学学長 殿

経営 学 部 専攻 学科
学 籍 番 号 99E999
氏 名 大阪 花子
保護者氏名 大阪 太郎

上の電話番号欄は、
保護者の携帯電話番号
を記入

下の携帯番号欄は、
学生本人の携帯電話番号 -->
を記入

このたび、下記の理由により授業料 (等) の期限内納入が困難になりましたので、学費納入規程第 7 条による授業料 (等) 納入および除籍の猶予についてご許可くださいますよう保護者 (保証人) 連署をもってお願い致します。

なお、猶予された期限日までに授業料 (等) を納入できないときは、除籍処分を受けても異議を申し立てません。

記

1. 猶予の期限

期限：西暦 2026 年 1 月 15 日まで

2. 手数料 (下記のどちらかに○をつけること)

~~7,000 円 (除籍取消料 5,000 円と納入猶予手数料 2,000 円)~~

・ 2,000 円 (納入猶予手数料 2,000 円)

3. 延納の理由 (詳細に)

高等教育の修学支援新制度に伴い、2025 年度 後期授業料 (等) 納付

期限の延長が必要のため

教 務 部 長	教 務 部 部 長	教 務 課 長	経 理 課 長	受 付 印

授 業 料 (等) 延 納 願

【高等教育の修学支援新制度対象者用】

西暦 年 月 日願出

大 阪 産 業 大 学 学 長 殿

学 研 究 科 専 攻
学 部 学 科

学 籍 番 号

氏 名

保 護 者 氏 名
(保証人)

[本人・保護者(保証人)ともそれぞれ自筆で記入してください]

電 話 番 号

携 帯 番 号

このたび、下記の理由により授業料(等)の期限内納入が困難になりましたので、学費納入規程第6条による延納についてご許可くださいますよう保護者(保証人)連署をもってお願いします。

記

1. 延納の期限

期限：西暦 2025 年 12 月 15 日まで

2. 延納の理由 (詳細に)

高等教育の修学支援新制度に伴い、2025年度 後期授業料(等)納付
期限の延長が必要なため

教 務 部 長	教 務 部 部 長	教 務 課 長	経 理 課 長	受 付 印

授業料(等)納入および除籍猶予願

【高等教育の修学支援新制度対象者用】

西暦 年 月 日願出

大阪産業大学学長 殿

学研究科 専攻
学 部 学科

学 籍 番 号 _____

氏 名 _____

保護者氏名
(保証人) _____

[本人・保護者（保証人）ともそれぞれ自筆で記入してください]

電 話 番 号 _____

携 帯 番 号 _____

このたび、下記の理由により授業料(等)の期限内納入が困難になりましたので、学費納入規程第7条による授業料(等)納入および除籍の猶予についてご許可くださいますよう保護者(保証人)連署をもってお願い致します。

なお、猶予された期限日までに授業料(等)を納入できないときは、除籍処分を受けても異議を申し立てません。

記

1. 猶予の期限

期限：西暦 2026 年 1 月 15 日まで

2. 手数料（下記のどちらかに○をつけること）

- ~~7,000円（除籍取消料5,000円と納入猶予手数料2,000円）~~
・ 2,000円（納入猶予手数料2,000円）

3. 延納の理由（詳細に）

高等教育の修学支援新制度に伴い、2025年度 後期授業料(等)納付

期限の延長が必要なため

教 務 部 長	教務部部長	教 務 課 長	経 理 課 長	受 付 印